

土木課分室係の場所移動のお知らせ

総務課 (☎33-5625)

串木野庁舎2階に設置してある土木課分室係(土木総合窓口)を、3月12日(月)から串木野庁舎1階ロビー横へ移動します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお業務内容につきましては、変更はありません。

～主な業務内容～

- ・水道及び下水道の届出並びに使用料の収納
- ・道路、河川に係る要望及び相談等
- ・公園の使用に係る届出
- ・市営住宅の入居及び収納等

土曜日・日曜日の窓口開設について

総務課 (☎33-5625)

異動シーズンを迎えるにあたり、次のとおり土曜日・日曜日の窓口を開設します。

取り扱う業務は、住民票の異動に伴う転入転出に係る業務のみです。

なお、今回の窓口開設は串木野庁舎のみで、市来庁舎では行いませんのでご注意ください。

○窓口を開設する日時	3月24日(土)・25日(日) 3月31日(土)・4月1日(日) ※時間はいずれも8:30～17:00
○窓口を開設する課	・市民課 ・健康増進課 ・税務課 ・福祉課 ・土木課分室係(土木総合窓口) ※水道関係 ※いずれも串木野庁舎のみです。

○窓口時間延長の実施予定市町村

鹿児島県内においては、鹿児島市、霧島市、鹿屋市、薩摩川内市、姶良市、日置市、南さつま市、伊佐市、西之表市、長島町、大崎町、出水市が窓口時間延長を実施する予定です。

開庁日、開庁時間、取扱業務などは各市町村で異なりますので、詳しくは各市町村へお問い合わせください。

経済センサスー活動調査のお礼とお願い

政策課 (☎33-5672)

経済センサスー活動調査にご回答いただきました事業所の皆様には、大変お世話になりました。

ありがとうございました。

また、決算月等の関係から調査票がまだ未記入の事業所の皆様は、記入後、配布してある郵送用封筒に入れて、郵送してくださるようお願いいたします。

住民異動届について

串木野庁舎市民課(☎33-5611)・市来庁舎市民課(☎21-5114)

住所を変更された場合は、住民異動届出が必要です。

住民異動届は、異動する本人か同一世帯の方のみ届出ができます。それ以外の方が窓口に来る場合は、異動する本人の委任状が必要です。

窓口に来る方は本人確認のため、運転免許証、顔写真付の官公庁発行の身分証明書、保険証等をお持ちください。

異動届名	内容と注意事項
転入届	他の市町村から本市に住所変更したとき ○転入日(異動日)から、14日以内に届出をお願いします。 ※異動日より前に転入届を出すことはできません。
転出届	本市から他の市町村に住所変更するとき ○概ね、転出される前の14日前から届出ができます。
転居届	本市内で住所変更するとき ○実際に住み始めてから、14日以内に届出をお願いします。 ※異動日より前に転居届を出すことはできません。

※詳しくはホームページをご覧ください。か、市民課へお問い合わせください。

引越しをされるときは、水道の開始・休止届を忘れずに

上下水道課 (☎21-5155)

引越しにともなって、水道の使用を開始・休止される方は、必ず届出をお願いします。

○使用開始届

印鑑をご持参のうえ、上下水道課、または土木課分室係(土木総合窓口)(☎33-5679)でお手続きください。

なお、手続きは代理の方でもできます。

○使用休止届

電話での届出もできます。引越しの日程が決まりましたら、2～3日前までに上下水道課、または土木課分室係(土木総合窓口)へご連絡ください。

子ども手当の申請はお済みですか？

市民課（☎33-5611）

平成23年10月1日から新たな「子ども手当」制度が始まりました。9月までの子ども手当の受給者だった方も含め、全ての方の「認定請求書」による申請が必要です。

0歳～15歳（平成24年3月31日までに15歳になれる方）のお子さんがある場合、申請期限である平成24年3月31日までに申請を行ってください。

期限までに申請を行わなかった場合、手当を受け取ることができなくなります。

○ご不明な点は、市民課市民係までお問い合わせください。

介護保険住宅改修費の受領委任払制度に係る事業所研修会の開催

健康増進課（☎33-5673）

介護保険を利用して、ご自宅に手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする場合、本市指定の施工業者を利用するなどの要件を満たせば、9割分の介護給付費を本市から施工業者に直接支払う制度（受領委任払制度）が利用できるようになっています。

平成24年度、新規に登録を希望する施工業者の方は次のとおり研修会を開催しますので、申し込みにください。

なお今回の研修会を受けずに、年度途中での新規登録はできません。

- 日 時 4月17日（火）13:30～ 2時間程度
- 場 所 串木野庁舎2階西側会議室
- 申込期限 4月6日（金）まで
- 申込・問合せ 健康増進課介護保険係

「認知症を理解し地域で支える講演会」のお知らせ

地域包括支援センター（☎21-5172）

- 日 時 3月23日（金）14:00～ 16:00
 - 場 所 いちきアクアホール
 - 演 題 「認知症の人を地域で支えるために」
 - 講 師 大牟田市中央包括支援センター
岡山隆二氏
大牟田市地域交流センター
しらかわ管理者 猿渡進平氏
 - 入場料 無料
 - 問合せ 健康増進課地域包括支援センター
- ※駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。

シンナー・接着剤等乱用防止強調月間 （3月11日～4月10日）

串木野健康増進センター（☎33-3450）

シンナー等の乱用は、身体や精神をむしばんでいくばかりでなく、幻覚や知覚異常を起し、凶悪事件が引き起こされるなど社会に与える影響も極めて大きいものがあります。

家庭、学校、地域などそれぞれの立場でシンナー等の薬用乱用防止に努めましょう。

シベリア強制抑留者の皆様へ

福祉課（☎33-5618）

先の大戦において、シベリアに強制抑留された方に特別給付金が支給されます。対象者は平成22年6月16日にご存命の日本国籍を有する方（同日以降になくられた方は相続人）です。

請求期限が迫っておりますので、まだ請求手続きをされていない方は、早急にご請求ください。

○請求期限 平成24年3月31日（消印有効）

○問 合 せ 独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金担当

☎ 0570-059-204（ナビダイヤル）

II電話、HISからは☎ 03-5860-2748

○受付時間 平日9:00～18:00

（土・日・祝日はご利用できません）

「いちき串木野市公営住宅等長寿命化計画（案）」 に係る意見の募集について

都市計画課（☎21-5154）

本市では、今後の市営住宅等の建替え、改修等の方向性を検討し、「いちき串木野市公営住宅等長寿命化計画（案）」を作成しました。

つきましては、この計画（案）に対する皆様のご意見を次のように募集します。

なお、計画（案）の詳しい内容につきましては、都市計画課、土木課分室係（土木総合窓口）にて閲覧でき、市のホームページからもご覧いただけます。

【<http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/>】

○募集期限 3月16日（金）まで

※意見書の様式は自由ですが、必ず住所・氏名を記入してください。

※意見書の提出は郵送、FAXまたはE-mailによりお願いします。

○意見の送付先及び問合せ

いちき串木野市役所 都市計画課

〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目 璠地

FAX: 21-5192

E-mail: tokei3@city.ichikikushikino.lg.jp

働く女性の家 いきいき女性講座受講生募集

働く女性の家 (☎32-7130)

講座名	日時	定員	内 容 (持参するもの)
塩麴	4/12(木) 9:30~ 12:00	20人	今話題の塩麴の 作り方と使い方を 学びます。(エ プロン・三角巾)
母の日の プリザーブド フラワー	4/21(土) 10:00~ 12:00	15人	プリザーブドフ ラワーを使って 可愛い小物をつ くりまします。 (万能ばさみ)
ヘッドセラピー	4/25(水) 10:00~ 12:00	20人	頭と顔のツボを 押しリンパを流 してアンチエイ ジング効果を高 めます。

- 対 象 市内に居住、また勤務している女性を優先し、男性の方も受講できます。
- 場 所 働く女性の家
- 受講料 無料 (ただし材料費実費負担)
- 申込み 3月24日(土)までに、来館または電話で働く女性の家へ申し込みください。
- 託 児 満2歳以上～未就学児。希望される方は、事前に申し込みください。

平成23年度働く女性の家まつり開催

働く女性の家 (☎32-7130)

働く女性の家講座生と、自主活動しているグループが日頃の学習成果を発表する『女性の家まつり』を開催します。

多数の皆様のご来館、ご観覧をお願いします。

- 日 時 3月15日(木)～17日(土)
9:00～17:00(最終日は15:00まで)
- 場 所 働く女性の家
(串木野高齢者福祉センターロビー)
- 内 容
 - ・作 品 展 書道、古布パッチワーク、アメリカンキルト、和裁、手描き友禅、袋物、華道(家元池坊、専正池坊)、押し花、絵手紙、切り絵、トールペイント、洋裁、木工、編み物、保存食
 - ・バザー 袋物グループの手作りバッグ
 - ・活動発表 3月17日(土)13:30～15:00
フレッシュ体操、ヨガ、フラメンコ、フラダンス、エアロビクス、日本舞踊、ピラティス、太極拳

介護支援専門員等募集

総務課 (☎33-5625)

介護支援専門員または看護師を募集します。
応募される方は、履歴書を総務課または市来庁舎市民課に提出してください。

- 募集人員 若干名
- 資 格 介護支援専門員または看護師
- 募集期限 3月14日(水)まで
- 勤務時間 9:00～17:00
- 雇用期間 1年間(延長予定有)
- 勤務開始日 4月から
- 問 合 せ 健康増進課介護予防係 ☎21-5172

臨時職員(生活保護レセプト)募集

総務課 (☎33-5625)

臨時職員を募集します。応募される方は、履歴書を総務課または市来庁舎市民課に提出してください。

- 募集人員 1人
- 仕事内容 医療費レセプトの点検及び分析業務
- 資 格 医療事務(実務経験1年以上)
- 募集期限 3月14日(水)まで
- 勤務開始日 4月2日(月)から
- 問 合 せ 福祉課 ☎33-5620

鹿児島調停協会による『無料調停相談会』

総務課 (☎33-5626)

鹿児島調停協会では、調停制度の普及事業の一環として調停に関する無料相談会を次のとおり開催します。

予約制ではありませんので、当日相談会場で直接受付をしてください。

- 日 時 3月17日(土)9:30～15:00
- 相談会場 かごしま市民福祉プラザ5階大会議室
鹿児島市山下町15-ボランティアセンター
- 相 談 料 無料
- 相談内容 土地建物の売買・賃貸借、交通事故による損害賠償、金銭の貸借、土地の境界、騒音等をめぐる民事上の悩みごとや、婚姻、離婚、夫婦・親子関係、扶養、相続等に関する家族、親族間のもめごとなどについての調停制度の利用
- 担 当 者 民事調停委員、家事調停委員
※相談者の秘密は固く守られます。
- 問 合 せ 鹿児島調停協会
鹿児島市山下町13-47
鹿児島地方・家庭裁判所内
☎090-7391-7611(事務局携帯)

第18回串木野ロータリークラブ旗争奪 グラウンドゴルフ大会

市民スポーツ課 (☎21-5129)

- 日 時 3月25日(日) 8:30～
○場 所 多目的グラウンド
○参加対象 小学3年生以上の方
(児童は保護者同伴)
○チー ム 1チーム5人
(64チームになり次第締切)
○参 加 費 1人400円(当日徴収)
○申込方法 事務局にある申込用紙に記入のうえ、
3月17日(土)までに申し込みくださ
い。
○申込・問合せ 串木野ロータリークラブ事務局
富永 ☎・FAX 33-0189

スポーツ安全保険に加入しましょう

市民スポーツ課 (☎21-5129)

アマチュアスポーツ(一般、少年団等)・文化・ボランティア・地域活動などを行う5人以上の団体を構成員として加入できます。

対象及び掛金は次のとおりです。

団体	対 象		区分	掛 金	補償
子ども	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動		A 1	800円	加入区分で補償内容が異なります
	上記団体活動に加え個人活動も対象		AW	1,450円	
大人	高校生以上	文化・ボランティア活動等	A 2	800円	
		スポーツ活動・指導	C	1,850円	
		子どものスポーツ活動の指導のみ	A C	1,300円	
	65歳以上	スポーツ活動	B	1,000円	
全年齢	危険度の高いスポーツ活動		D	11,000円	

- 受付期間 平成24年3月1日～平成25年3月29日
○保険期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
※ただし、4月1日以降の申し込みは掛金振込
日の翌日から有効となります。
○問 合 せ 市民スポーツ課

第5回いちき串木野市 レクリエーションダンス協会発表会

市民スポーツ課 (☎21-5129)

レクリエーションダンス協会では発表会を開催
します。皆様のご来場をお待ちしております。

- 日 時 3月18日(日) 9:30～13:00
○場 所 いちきアクアホール
○演 目 レクリエーションダンス全般

子どもの周りにある、さまざまな危険をお知らせする

子どもサポート情報

第25号

商工観光課 (☎33-5638)

危険! 紙・シール・ポリ袋の誤飲事故

【事例1】

娘が一人で遊んでいるようだった
ので放っておいたら、突然
「おえっ」という声が聞こえた。
見ると、口いっぱい新聞紙を
頬張っていた。

(当事者: 0歳 女兒)

【事例2】

息子が、何度も貼り直して遊べ
るシールブックで遊んでいる最
中に、突然苦しうにせき込んだ。
見ると、口の奥に丸まったシールが詰まってい
た。(当事者: 1歳 男児)

【事例3】

レジ袋を握ってシャカシャカと音を出して遊ん
でいた息子が、生えかけの歯でビニールをちぎ
ってのどに詰まらせた。(当事者: 1歳 男児)

ひとことアドバイス

- 東京都が6歳以下の子どものがいる保護
者を対象に行ったアンケート調査によ
ると、子どもが異物を飲み込んだ、ま
たは飲み込みそうになった事故で、最
も多かったものは「紙類」、次いで「シ
ール」でした。
- その他にレジ袋やお菓子の袋等「ポリ袋」
の誤飲もあり、中には息ができなくな
って救急車を呼んだケースもありました。
- いずれもごく身近にある日用品のため、
危険性に対する認識が低く油断してし
まいがちですが、一歩間違えると窒息す
ることもあり非常に危険です。
- ティッシュや新聞紙等は子どもの手の
届かないところに置く、レジ袋で遊ば
せない、お菓子は必要に応じて包装を取
ってから食べさせる等、日ごろから十分
な注意が必要です。

講演会のお知らせ

商工観光課 (☎33-5638)

いちき串木野商工会議所主催で講演会が開催されます。

現代社会において必要とされるリーダーシップについて、様々なケースを通じて人々をリードしていく考え方が学べる内容となっています。

企業だけでなく各団体の皆様にも参考になる内容となっておりますので、この機会にぜひご参加ください。

- 開催日時 3月17日(土)18:00~
- 開催場所 いちき串木野商工会議所2階会議室
- 受講料 無料
- テーマ 組織におけるリーダーシップの発揮
- 講師 鹿児島大学稲盛アカデミー
教授・人間教育部門長
奥健一郎氏
- 受講申込 いちき串木野商工会議所
☎32-2049

労働基準監督官採用試験について

商工観光課 (☎33-5638)

鹿児島労働局では、平成25年度採用の労働基準監督官の採用試験を次のとおり実施します。

受験希望者は、鹿児島労働局もしくは県内の労働基準監督署へ直接お問い合わせください。

- 受験資格
 - (1) 昭和5年4月2日~平成3年4月1日生まれの方
 - (2) 平成3年4月2日以降の生まれの方
 - ① 大学を卒業した方及び平成25年3月までに大学を卒業見込みの方
 - ② 人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

- 採用予定人数
 - 労働基準監督A(法文系)・・・約115人
 - 労働基準監督B(理工系)・・・約25人

- インターネット受付期間
 - 4月2日(月)9:00~4月12日(木)受信有効
 - ・インターネット申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - インターネットで申し込みができない場合は、郵送または持参により申し込みが可能です。なお、その場合の受付期間は4月2日(月)から4月3日(火)までとなりますのでご注意ください。

詳しくはお問い合わせください。

- 試験日 6月10日(日)
- 問合せ 鹿児島労働局総務課人事係 ☎099-223-8275
鹿児島市山下町13-2鹿児島合同庁舎2階

労働安全衛生法に基づく各種免許試験について

商工観光課 (☎33-5638)

労働安全衛生法に基づく各種免許試験が平成24年4月から平成25年3月の間に実施されます。

試験日程は、試験科目でそれぞれ異なりますので、詳しくは九州安全衛生技術センターへお問い合わせください。

- 試験科目
 - ボイラー技士(特級・一級・二級)、ボイラー溶接士(特別・普通)、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士、発破技師、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、衛生管理者(第一種・第二種)、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、潜水士
- 試験会場 九州安全衛生技術センター(久留米市)
※出張試験が鹿児島でも行われる予定です。
- 受験申請書受付 受験を希望する試験日の2か月前から受け付けます。
- 試験手数料 各免許試験とも6,800円
- 問合せ 九州安全衛生技術センター
福岡県久留米市東合川5-9-3
☎0942-43-3381
<http://www.kyushu.exam.or.jp/>

安心・安全な野菜作り講習会

農政課 (☎33-5635)

野菜を生産・販売される方を対象に、安心・安全な野菜作りについての講習会を開催します。

多数の皆様の参加をお願いします。

- 日時 3月28日(水)13:30~15:30
- 場所 串木野庁舎地下大会議室
- テーマ 土づくりと野菜の栽培について
- 申込期限 3月16日(金)まで
- 申込・問合せ 農政課

交通事故にあって困ったとき、困った人のご相談に・・・

社団法人日本損害保険協会では自動車保険請求相談センターを全国に設置し、交通事故でお困りの方々に自賠責保険や任意自動車保険の請求について、一切無料でご相談に応じています。

■鹿児島自動車保険請求相談センター

- 電話 099-252-3466(直通)
- 相談日 月曜日~金曜日<祝日を除く>
(9:00~12:00 13:00~17:00)
- 弁護士相談日 毎月第2・4木曜日
(予約制・要面談・無料)

※専門の相談員がご相談に応じます。

※損害保険一般のご相談も受け付けます。

「串木野ダム」「市来ダム」サイレン吹鳴点検について

農政課(☎33-5636)・産業経済課(☎21-5123)

串木野ダム、市来ダムの各警報局において、サイレンの吹鳴点検を行います。

点検時にサイレンの吹鳴及び試験放送を行いますので、火災等とお間違えのないようにご注意ください。

【串木野ダム】

○日 時 3月15日(木)10:00～11:30

○警報局 串木野ダム、生福(吉村丘)、下名(平江)、水源地(山之神)

○問合せ 農政課

【市来ダム】

○日 時 3月15日(木)14:00～15:30

○警報局 市来ダム、上舟川、木場、内門、鎗流馬原、中組、海瀬、安茶

○問合せ 産業経済課

羽島地区ブロードバンド(インターネット)体験会開催のお知らせ

総務課(☎33-5633)

羽島地区におけるブロードバンド(インターネット)の普及・促進を図るため、インターネット体験会やパソコン相談会を次のとおり開催します。(参加無料)

インターネット・パソコンに興味のある方、利用を希望される方は、ぜひご参加ください。

○日 時 3月10日(土)14:00～20:00

○場 所 羽島交流センター

○内 容 インターネット体験・パソコンなんでも相談

○問合せ 関西ブロードバンド株式会社九州支店
☎099-223-5508

平成23年度工事分の公共下水道が供用開始されます

上下水道課(☎21-5157)

平成23年度工事分の公共下水道が使えるようになるため、「平成23年度公共下水道供用開始区域」を告示します。詳細については、関係図書を縦覧に供しますのでご覧ください。

○供用開始年月日 3月31日(土)

○供用開始区域 住吉町、日出町、大原町、西島平町のそれぞれ一部

○縦覧の期間及び時間

3月12日(月)～3月23日(金)9:00～17:00

※ただし、土・日・祝日を除く

○縦覧の場所 上下水道課

土木課分室係(土木総合窓口)

☎33-5679

平成24年度水質検査計画書(案)の公表について

上下水道課(☎21-5156)

いちき串木野市上下水道課では、安全な水の供給を行うために定期の水質検査と毎日検査によって水質の安全確保に努めております。市民の皆様に、より安心して水道水を使用していただくために、平成24年度の水質検査計画書(案)を策定しました。

水質検査計画書(案)は、次の場所で閲覧できますので、ご希望の方はご覧いただき、ご意見をお寄せください。

○閲覧場所

- ・串木野庁舎(土木課分室係(土木総合窓口))
- ・市来庁舎(上下水道課)
- ・羽島交流センター ・生福交流センター
- ・冠岳交流センター ・荒川交流センター
- ・旭交流センター ・照島交流センター
- ・いちきアクアホール

○閲覧期間及び時間

3月7日(水)～3月27日(火)8:30～17:00

※ただし、土・日・祝日を除く

申告はお済みですか

税務課(☎33-5616)

所得税確定申告、市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の申告を受け付けております。

＜3月15日(木)まで＞

国民健康保険加入者は、確定申告や市県民税申告等でどなたかの扶養になっていても、申告不要制度の対象となる方を除いて必ず申告書を提出してください。

世帯に申告がない方がいると、税額の軽減を受けられない場合があります。また、介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)及び後期高齢者医療制度へ加入された方(75歳以上)がいる世帯も同様に、申告不要制度の対象となる方を除いた世帯全員分の申告が必要です。

※申告不要制度・・・65歳未満の年金所得のみの方で年金額が98万円以下の方、65歳以上の年金所得のみの方で年金額が148万円以下の方です。

※申告受付についての詳細は、広報いちき串木野おしらせ版2月6日号をご覧ください。



国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の仮徴収のお知らせ

税務課 (☎33-5616)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の正式な年間保険税(料)が決定(国民健康保険税は8月決定、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は7月決定)するまでの間、前年度保険税(料)をもとに、保険税(料)の仮徴収を実施します。

平成24年度からの普通徴収(納付書または口座振替納付)納期の変更に伴い、国民健康保険税は4月分に加えて6月分を、後期高齢者医療保険料は4月分と6月分を仮徴収することになります。介護保険料は4月分と6月分で今までと変更はありません。

なお、仮徴収保険税(料)の通知は4月上旬に配付します。

※年金特別徴収の方は、年金からの差し引きのため手続きは不要です。(年金特別徴収が中止になった方を除きます。)

※仮徴収された保険税(料)は年間保険税(料)の一部とし、残りの金額を決定後の納期で調整して支払うことになります。

※納期月の変更については、広報いちき串木野おしらせ版2月6日号、または本紙最終ページの「平成24年度いちき串木野市納期カレンダー」をご覧ください。

軽自動車等の廃車・異動の手続きはお済みですか

税務課 (☎33-5616)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(または使用者)に課税されます。

軽自動車等を廃車・譲渡などで現在所有(または使用)していない方は、本年は4月1日が日曜日のため、必ず3月30日(金)までに次の場所で申告を済ませてください。

なお、期日までに届出のないときは、引き続き平成24年度も軽自動車税が課税されます。

また、市外に住所変更される場合も定置場所の変更手続きが必要になります。

○申告場所

- ・原付(125cc以下)、小型特殊自動車の軽自動車の場合は、税務課市民税係(☎33-5616)、または市来庁舎市民課税務係(☎21-5116)へ
- ・上記以外の軽自動車の場合は、(社)全国軽自動車協会 鹿児島県事務取扱所(☎099-261-4011)へ

※詳しくは、それぞれの窓口へお問い合わせください。

軽自動車税の減免対象者の確認について

税務課 (☎33-5616)

次のような軽自動車等は軽自動車税の減免の対象となりますので、所有者等の確認をしてください。

毎年4月1日(賦課期日)現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方です。

○対象となる軽自動車等

①身体障害者、精神障害者または知的障害者(以下「身体障害者等」といいます)が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等が運転する軽自動車等

②身体障害者等が所有する軽自動車等で、身体障害者等の通院、通学、通所または生業のために、当該身体障害者等と生計を一にする方が運転する軽自動車等(ただし、身体障害者で18歳未満の方または精神障害者として生計を一にする方が所有する軽自動車等を含む)

③身体障害者等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する方に限る)の通学、通院、通所または生業のために当該身体障害者等を常時介護する方が運転する軽自動車等

④車の構造が専ら身体障害者等が利用するためのもの

※減免の対象になる軽自動車等は、身体障害者等一人につき1台に限ります。(自動車税が減免となっている場合、軽自動車税の減免を受けることはできません。)

※自動車検査証には、所有者欄と使用者欄がありますが、「所有者」及び「使用者」が身体障害者等の方本人の名義(身体障害者で18歳未満の方、精神障害者の方または知的障害者の方は、生計を一にする方)であることが必要です。

※減免申請受付は、5月の納付書到着後から納期限の1週間前までの期間です。

※昨年減免を受けられた方も手続きが必要です。

※身体障害者の手帳の級に該当しても、障害の内容によっては減免ができない場合もあります。

詳しくは、税務課市民税係へお問い合わせください。

相続等により 農地の権利を取得された場合は届出を

農業委員会 (☎33-5647)

農地法の改正に伴い、相続・遺産分割・時効取得等により、農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届出が必要になりました。

届出の詳細については、農業委員会事務局または産業経済課(☎21-5122)へお問い合わせください。

平成24年度 いちき串木野市納期カレンダー

※平成24年度から納期月が変更になっている税・料がございますので、ご注意ください。

	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	合 計
4月				第 1 期 (5月 1日) 円	第 1 期 (5月 1日) 円	第 1 期 (5月 1日) 円	
5月		第 1 期 (5月 31日) 円	全期分 (5月 31日) 円				
6月	第 1 期 (7月 2日) 円			第 2 期 (7月 2日) 円	第 2 期 (7月 2日) 円	第 2 期 (7月 2日) 円	
7月		第 2 期 (7月 31日) 円					
8月				第 3 期 (8月 31日) 円	第 3 期 (8月 31日) 円	第 3 期 (8月 31日) 円	
9月	第 2 期 (10月 1日) 円						
10月				第 4 期 (10月 31日) 円	第 4 期 (10月 31日) 円	第 4 期 (10月 31日) 円	
11月	第 3 期 (11月 30日) 円	第 3 期 (11月 30日) 円					
12月				第 5 期 (12月 25日) 円	第 5 期 (12月 25日) 円	第 5 期 (12月 25日) 円	
1月	第 4 期 (1月 31日) 円	第 4 期 (1月 31日) 円					
2月				第 6 期 (2月 28日) 円	第 6 期 (2月 28日) 円	第 6 期 (2月 28日) 円	
合計							

◆納税は納期限までに済ませましょう。

○納税は、最寄りの金融機関（銀行、信用金庫、相互信用金庫、労金、信漁連、農協、郵便局）をご利用ください。

○便利な口座振替をご利用ください。申込書は市内各金融機関に置いてあります。

※口座振替予定日は毎月 25日です。金融機関が休みのときは翌営業日となります。

○各納期の下欄に關係する納付税額を記入して、納税計画に役立てましょう。

※税額は納税通知書等に基づいて記入してください。

税 務 課 管 理 係 ☎ 33-5682 市 民 税 係 ☎ 33-5616

収 納 係 ☎ 33-5615 固 定 資 産 税 係 ☎ 33-5617

市 来 庁 舎 市 民 課 税 務 係 ☎ 21-5116